

改正案

現行

（定義）

第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 （略）

七 業務規程 法第三条第一項第五号に規定する業務規程をいう。

八～十四 （略）

十五 事業譲渡 法第三十一条第一項に規定する事業譲渡をいう。

十六～十九 （略）

（指定の申請等）

第二条 （略）

2 （略）

3 法第四条第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 主要株主（総株主の議決権）（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号、第二十四条第一号及び第二十七条を除き、以下同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人（特別振替機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び子法人（特別振替機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この項及び第二十条から第二十三条までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

（定義）

第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 （略）

七 業務規程 法第三条第一項第四号に規定する業務規程をいう。

八～十四 （略）

十五 営業譲渡 法第三十一条第一項に規定する営業譲渡をいう。

十六～十九 （略）

（指定の申請等）

第二条 （略）

2 （略）

3 法第四条第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 主要株主（総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条第二項第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次号、第二十四条第一号及び第二十七条を除き、以下同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人（特別振替機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び子法人（特別振替機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条第二項第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の第二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役。以下この項及び第二十条から第二十三条までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

四 （略）

四 （略）

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の住民表の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

六 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面
七〇九（略）

（減資の認可申請）

第四条 特別振替機関は、法第六条第一項の規定により資本金の額について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 減資前の資本金の額
二 減資後の資本金の額

三・四（略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）

二 資本金の額の減少の方法を記載した書面

三 株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四（略）

（増資の届出）

第五条 特別振替機関は、法第六条第二項の規定により資本金の額の増加について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

一 増資前の資本金の額
二 増資後の資本金の額

三・四（略）

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 資本金の額の増加の方法を記載した書面

二 株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

（業務の一部委託の承認申請）

第八条（略）

（新設）

五 取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面
六〇八（略）

（減資の認可申請）

第四条 特別振替機関は、法第六条第一項の規定により資本金の額について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 減資前の資本の額
二 減資後の資本の額

三・四（略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）

二 資本の額の減少の方法を記載した書面

三 株主総会の議事録（商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）

四（略）

（増資の届出）

第五条 特別振替機関は、法第六条第二項の規定により資本金の額の増加について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

一 増資前の資本の額
二 増資後の資本の額

三・四（略）

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 資本の額の増加の方法を記載した書面

二 株主総会の議事録又は取締役会の議事録（委員会等設置会社において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面。以下同じ。）

（業務の一部委託の承認申請）

第八条（略）

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 受託者が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五・七 (略)

八 受託者の最近三年の各年度における事業報告書、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）及び損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）又はこれらに代わる書面

九・十一 (略)

十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあつては受託者の会計参与が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面並びに当該会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四 (略)

(業務の一部委託の承認基準)

第九条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一・三 (略)

四 受託者が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

五 受託者の取締役及び監査役が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第十四条 法第十六条第一項の規定による特別振替機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告書とする。

2 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 受託者が法第三条第一項第二号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五・七 (略)

八 受託者の最近三年の各年度における営業報告書、貸借対照表及び損益計算書

九・十一 (略)

(新設)

十二 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十三 (略)

(業務の一部委託の承認基準)

第九条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一・三 (略)

四 受託者が法第三条第一項第二号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

五 受託者の取締役及び監査役が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第十四条 法第十六条第一項の規定による特別振替機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項に掲げるものとする。

2 (略)

3 第一項の業務及び財産に関する報告書は、事業年度経過後三月以内に金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。

(定款又は業務規程の変更認可申請)

第十五条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 株主総会の議事録(業務規程の変更の認可申請書にあつては、取締役会の議事録)その他の必要な手続があつたことを証する書面

四 (略)

(商号等の変更の届出)

第十七条 特別振替機関は、法第十八条第一項の規定により法第四条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項の変更について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

一・二 (略)

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更

イ・ハ (略)

ニ 取締役(委員会設置会社)の担当業務を記載した書面

三 法第四条第一項第五号に掲げる事項の変更

イ 法第四条第二項第一号及び第三号に掲げる書類

ロ 会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)

(事故)

第十八条 法第十九条に規定する主務省令で定める事故は次に掲げるものとする。

一 特別振替機関又は当該特別振替機関に係る口座管理機関の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人(法第十条第一項の規定により業務の一部の委託を受けた受託者のこれらに相当する者を含む。次項第二号において同じ。)が法令又は当該特別振替機関の業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。

二 (略)

3 第一項の業務及び財産に関する報告書は、決算期経過後三月以内に金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。

(定款又は業務規程の変更認可申請)

第十五条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 株主総会の議事録(業務規程の変更の認可申請書にあつては、取締役会の議事録)

四 (略)

(商号等の変更の届出)

第十七条 特別振替機関は、法第十八条第一項の規定により法第四条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項の変更について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

一・二 (略)

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更

イ・ハ (略)

ニ 取締役(委員会等設置会社)の担当業務を記載した書面

(新設)

(事故)

第十八条 法第十九条に規定する主務省令で定める事故は次に掲げるものとする。

一 特別振替機関又は当該特別振替機関に係る口座管理機関の取締役、執行役、監査役又は使用人(法第十条第一項の規定により業務の一部の委託を受けた受託者のこれらに相当する者を含む。次項第二号において同じ。)が法令又は当該特別振替機関の業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。

二 (略)

2 特別振替機関は、前項各号に掲げる事故があったときは、直ちに、次に掲げる事項を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に報告するものとする。

一 (略)

二 事故を起こした取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人の氏名又は名称及び役職名

三 (略)

3 (略)

(特定合併の認可申請)

第二十条 (略)

2 法第二十五条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又は、これらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一 (略)

四 特定合併の当事者の会社法第七百八十三条第一項、第七百九十五条第一項及び第八百

四条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

五・六 (略)

七 特定合併後の振替機関が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八 (略)

十五 特定合併後の振替機関が会計参与設置会社である場合にあつては特定合併後の振替機関の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)

十六 特定合併後の振替機関の取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七 (略)

3 法第二十五条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(新設分割の認可申請)

第二十一条 (略)

2 法第二十七条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又は、これらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的

2 特別振替機関は、前項各号に掲げる事故があったときは、直ちに、次に掲げる事項を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に報告するものとする。

一 (略)

二 事故を起こした取締役、執行役、監査役又は使用人の氏名及び役職名

三 (略)

3 (略)

(特定合併の認可申請)

第二十条 (略)

2 法第二十五条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

四 特定合併の当事者の商法第四百八条第一項の規定による株主総会の議事録

五・六 (略)

七 特定合併後の振替機関が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八 (略)

(新設)

十五 特定合併後の振替機関の取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十六 (略)

3 法第二十五条第四項(法第二十七条第四項、第二十九条第四項及び第三十一条第四項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(新設分割の認可申請)

第二十一条 (略)

2 法第二十七条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

記録とする。

一〇三 (略)

四 新設分割の当事者の会社法第八百四条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

五・六 (略)

七 設立会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八〇十四 (略)

十五 設立会社が会計参与設置会社である場合にあつては設立会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)

十六 設立会社の取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

一七〇十九 (略)

3| 法第二十七条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(吸収分割の認可申請)

第二十二條 (略)

2 法第二十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又は、これらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇三 (略)

四 吸収分割の当事者の会社法第七百八十三条第一項及び第七百九十五条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

五・六 (略)

七 承継会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八〇十四 (略)

十五 承継会社が会計参与設置会社である場合にあつては承継会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)

十六 承継会社の取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

一七〇十九 (略)

一〇三 (略)

四 新設分割の当事者の商法第三百七十四条第一項の規定による株主総会の議事録

五・六 (略)

七 設立会社が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八〇十四 (略)

(新設)

十五 設立会社の取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

一六〇十八 (略)

(新設)

(吸収分割の認可申請)

第二十二條 (略)

2 法第二十九条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

四 吸収分割の当事者の商法第三百七十四条ノ十七第一項の規定による株主総会の議事録

五・六 (略)

七 承継会社が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八〇十四 (略)

(新設)

十五 承継会社の取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

一六〇十八 (略)

3| 法第二十九条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(事業譲渡の認可申請)

第二十三条 特別振替機関は、法第三十一条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した事業譲渡認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。

- 一 事業譲渡予定年月日
- 二 事業譲渡の方法

2 法第三十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又は、これらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一 (略)

二 事業譲渡の手續を記載した書面

三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書

四 事業譲渡の当事者の会社法第四百六十七条第一項の規定による株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手續があつたことを証する書面

五 (略)

六 事業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書

七 譲受会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八 八十四 (略)

十五 譲受会社が会計参与設置会社である場合にあつては譲受会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)

十六 譲受会社の取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七 十七 (略)

3| 法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(招集通知に記載すべき事項)

第二十四条 法第三十四条第二項に規定する書面をもってする通知には、同条第四項及び法第三十八条第二項の規定により記載すべき事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければ

(新設)

(営業譲渡の認可申請)

第二十三条 特別振替機関は、法第三十一条第一項の規定による営業譲渡の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。

- 一 営業譲渡予定年月日
- 二 営業譲渡の方法

2 法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 営業譲渡の手續を記載した書面

三 営業譲渡の当事者の登記事項証明書

四 営業譲渡の当事者の商法第二百四十五条第一項(同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による株主総会の議事録又は取締役会の議事録

五 (略)

六 営業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書

七 譲受会社が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八 八十四 (略)

(新設)

十五 譲受会社の取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十六 十六 (略)

(新設)

(招集通知に記載すべき事項)

第二十四条 法第三十四条第二項に規定する書面をもってする通知には、同条第四項及び法第三十八条第二項の規定により記載すべき事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければ

ならない。

一 (略)

二 議案が法第二十六条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 特定合併の合併契約の内容

ハ (略)

三 議案が法第二十八条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 新設分割の分割計画の内容

ハ (略)

四 議案が法第三十条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 吸収分割の分割契約の内容

ハ (略)

五 議案が法第三十二条に規定する加入者の承認に関するものである場合には次に掲げる事項

イ 事業譲渡を必要とする理由

ロ 事業譲渡の譲渡契約の内容

ハ 事業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容

六 (略)

(電磁的方法による議決権の行使)

第二十七条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二条第三項に規定する主務省令で定める事項は、議決権を行使するための電磁的記録(以下「議決権行使記録」という。)に加入者が議案に対する賛否を記録する欄とする。ただし、別に棄権の欄を提供することを妨げない。

2・3 (略)

4 議決権行使記録には、議決権を行使すべき加入者の氏名又は商号若しくは名称及び議決権の数を記録し、当該加入者が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。第三十二条第一項において同じ。)をすることができる措置を執らなければならない。

ならない。

一 (略)

二 議案が法第二十六条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 特定合併の合併契約書の内容

ハ (略)

三 議案が法第二十八条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 新設分割の分割計画書の内容

ハ (略)

四 議案が法第三十条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 吸収分割の分割契約書の内容

ハ (略)

五 議案が法第三十二条に規定する加入者の承認に関するものである場合には次に掲げる事項

イ 営業譲渡を必要とする理由

ロ 営業譲渡の譲渡契約書の内容

ハ 営業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容

六 (略)

(電磁的方法による議決権の行使)

第二十七条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第三項に規定する主務省令で定める事項は、議決権を行使するための電磁的記録(以下「議決権行使記録」という。)に加入者が議案に対する賛否を記録する欄とする。ただし、別に棄権の欄を提供することを妨げない。

2・3 (略)

4 議決権行使記録には、議決権を行使すべき加入者の氏名又は商号若しくは名称及び議決権の数を記録し、当該加入者が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。第三十二条第二項において同じ。)をすることができる措置を執らなければならない。

(電磁的方法による議決権の行使に係る再請求)

第二十八条 特別振替機関は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十九条第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、法第三十四条第三項の承諾をしなかつた加入者に対し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た特別振替機関は、前項の加入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該加入者に対し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十九条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該加入者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的方法による議決権の行使に係る特別振替機関の承諾)

第二十九条 加入者は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十九条第一項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、特別振替機関に対し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た加入者は、前項の特別振替機関から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該特別振替機関に対し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十九条第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特別振替機関が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十九条第一項に規定する主務省令で定める時は、加入者集会の直前の事業時間の終了時(特定の時)(加入者集会の日時以前の時であつて、法第三十四条第二項の通知の時から二週間を経過したとき以後の時に限る。)をもつて電磁的方法(会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)による議決権の行使を期限とする旨を定めるときは、その特定の時とする。

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第三十条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十九条第五項に規定する主務省令で定める方法は、電磁的記録(第二十七条第二項に規定する電磁的記録をいう。)に記録された情報の内容を紙面又は出力装置に表示する方法とする。

(代理人による議決権の行使)

第三十一条 加入者又はその代理人は、法第三十九条において読み替えて準用する会社法第

(電磁的方法による議決権の行使に係る再請求)

第二十八条 特別振替機関は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、法第三十四条第三項の承諾をしなかつた加入者に対し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た特別振替機関は、前項の加入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該加入者に対し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該加入者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的方法による議決権の行使に係る特別振替機関の承諾)

第二十九条 加入者は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第五項の規定により同項に規定する事項及び情報を提供しようとするときは、あらかじめ、特別振替機関に対し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た加入者は、前項の特別振替機関から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該特別振替機関に対し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第五項に規定する事項及び情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特別振替機関が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第三十条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項第二号に規定する主務省令で定める方法は、電磁的記録(第二十七条第二項に規定する電磁的記録をいう。)に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(代理人による議決権の行使)

第三十一条 加入者又はその代理人は、法第三十九条において読み替えて準用する商法第

三百十條第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、特別振替機関に対し、第二十五條第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(電磁的記録による議事録の作成)

第三十二條 法第三十九條において読み替えて準用する会社法第七百三十一條第一項の規定による議事録の作成については、第二十五條第一項第一号に規定する情報を記録したものとし、電子署名をすることができる措置を執らなければならない。

(削る)

2| 法第三十九條において読み替えて準用する会社法第七百三十一條第三項第二号に規定する主務省令で定める方法は、第三十條に規定する方法とする。

(解散等の認可申請)

第三十三條 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録(会社法第三百十九條第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)

三(五) (略)

(届出事項)

第三十八條 特別振替機関は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

一(四) (略)

五 第八條第一項第一号に掲げる記載事項又は同條第二項第二号、第六号若しくは第七号に掲げる書類の記載事項に変更(同項第六号に掲げる書類の記載事項の変更にあつては、当該変更が軽微なものを除く。)があつたとき。

六 (略)

2 (略)

(日本銀行に適用される規定の読替え)

第四十條 法第四十八條の規定により振替機関とみなされる場合におけるこの命令の規定(第四十條から第七條まで、第十四條、第十五條第二項第三号、第十七條第二項第二号及び第

百三十九條第三項において準用する同法第二百二十二條ノ五第三項の規定により情報を提供しようとするときは、あらかじめ、特別振替機関に対し、第二十五條第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(電磁的記録による議事録の作成)

第三十二條 法第三十九條において読み替えて準用する商法第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第一項に規定する主務省令で定めるものは、第二十五條第一項第一号に規定する情報を記録したものとす。

2| 法第三十九條において読み替えて準用する商法第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第二項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名とする。

3| 法第三十九條において読み替えて準用する商法第三百三十九條第六項第二号に規定する主務省令で定める方法は、第三十條に規定する方法とする。

(解散等の認可申請)

第三十三條 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録

三(五) (略)

(届出事項)

第三十八條 特別振替機関は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

一(四) (略)

五 第八條第一項第一号に掲げる事項又は同條第二項第二号、第六号若しくは第七号に掲げる書類の記載事項に変更(同項第六号に掲げる書類の記載事項の変更にあつては、当該変更が軽微なものを除く。)があつたとき。

六 (略)

2 (略)

(日本銀行に適用される規定の読替え)

第四十條 法第四十八條の規定により振替機関とみなされる場合におけるこの命令の規定(第四十條から第七條まで、第十四條、第十五條第二項第三号、第十七條第二項第二号、第十

三号、第十九条から第二十二号まで、第二十四条第二号から第四号まで、第三十三条並びに第三十八条第一号から第四号までの規定を除く。）の適用については、第十五条及び第十六条中「定款又は業務規程」とあるのは「業務規程」と、第十七条第一項中「法第四号第一項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは「法第四十七条第三項において読み替えて準用する法第四号第一項第一号又は第三号」と、第十八条第一項第一号中「特別振替機関又は当該特別振替機関に係る口座管理機関の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人」とあるのは「日本銀行の役員若しくは職員又は日本銀行に係る口座管理機関の取締役、会計参与、監査役、執行役若しくは使用人」と、同条第二項第二号中「取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人」とあるのは「日本銀行の役員若しくは職員又は日本銀行に係る口座管理機関の取締役、会計参与、監査役、執行役若しくは使用人」と、第二十三条第二項第四号及び第六号並びに第二十四条第五号ハ中「事業譲渡の当事者」とあるのは「譲受会社」と、第三十四条中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、第三十八条第二項中「別表第二」とあるのは「別表第四」とする。

第四十二条 削除

第四十三条 第二十三条の規定（第二項第七号、第八号、第十号から第十五号まで及び第十八号の規定を除く。）は、法第五十条において準用する法第三十一条第一項に規定する特別振替機関が日本銀行を行う振替業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、第二十三条第二項第四号及び第六号中「事業譲渡の当事者」とあるのは「特別振替機関」と、同項第十六号中「取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）」とあるのは「役員」と、同項第十七号中「使用人」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

（短期社債等の発行残高に係る情報の提供）

第四十四条 特別振替機関は、振替口座簿に記載され、又は記録されている短期社債、保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債及び短期外債（以下この条において「短期社債等」という。）について、次に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により公衆に提供しなければならない。ただし、当該短期社債等の取得の申込みの勧誘が私募（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）により行われる場合については、この限りでない。

九条から第二十二号まで、第二十四条第二号から第四号まで、第三十三条及び第三十八条第一項第一号から第四号までの規定を除く。）の適用については、第十五条及び第十六条中「定款又は業務規程」とあるのは「業務規程」と、第十七条第一項中「法第四号第一項第一号、第三号又は第四号」とあるのは「法第四十七条第三項において読み替えて準用する法第四号第一項第一号又は第三号」と、第十八条第一項第一号中「特別振替機関又は当該特別振替機関に係る口座管理機関の取締役、執行役、監査役又は使用人」とあるのは「日本銀行の役員若しくは職員又は日本銀行に係る口座管理機関の取締役、執行役、監査役若しくは使用人」と、同条第二項第二号中「取締役、執行役、監査役又は使用人」とあるのは「日本銀行の役員若しくは職員又は日本銀行に係る口座管理機関の取締役、執行役、監査役若しくは使用人」と、第二十三条第二項第四号及び第六号並びに第二十四条第五号ハ中「営業譲渡の当事者」とあるのは「譲受会社」と、第三十四条中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、第三十八条第二項中「別表第二」とあるのは「別表第四」とする。

第四十二条 法第四十八条において読み替えて適用する法第三十一条第四項において準用する法第二十五条第四項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

第四十三条 第二十三条の規定（第二項第七号、第八号、第十号から第十四号まで及び第十七号の規定を除く。）は、法第五十条において準用する法第三十一条第一項に規定する特別振替機関が日本銀行を行う振替業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、第二十三条第二項第四号及び第六号中「営業譲渡の当事者」とあるのは「特別振替機関」と、同項第十五号中「取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」とあるのは「役員」と、同項第十六号中「使用人」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

（短期社債等の発行残高に係る情報の提供）

第四十四条 特別振替機関は、振替口座簿に記載され、又は記録されている短期社債、保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第九十五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）及び短期外債（以下この条において「短期社債等」という。）について、次に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する

- 一・二 (略)
- 2 前項の「短期外債」とは、振替外債（法第二百二十七条において準用する法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この項において同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
- 一 (略)
- (削る)
- 二(四) (略)

別表第一（第三十四条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
振替業を廃止したとき	廃止年月日 廃止理由	株主総会の議事録（会社法第二百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。） 振替業の結了の方法を記載した書類
合併により消滅したとき	合併の相手方の商号 合併年月日 合併の方法	合併契約の内容を記載した書面 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 振替業の結了の方法を記載した書類
破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の申立てを行つた年月日 破産手続開始の決定を受けた年月日	裁判所の破産手続開始の決定の裁判書の写し 振替業の結了の方法を記載した書類
合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散し	解散年月日 解散の理由	株主総会の議事録 振替業の結了の方法を記載した書類

- 方法その他の方法により公衆に提供しなければならない。ただし、当該短期社債等の取得の申込みの勧誘が私募（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）により行われる場合については、この限りでない。
- 一・二 (略)
- 2 前項の「短期外債」とは、振替外債（法第二百二十七条において準用する法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この項において同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
- 一 (略)
- 二 契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。
- 三(五) (略)

別表第一（第三十四条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
振替業を廃止したとき	廃止年月日 廃止理由	株主総会の議事録
合併により消滅したとき	合併の相手方の商号 合併年月日 合併の方法	合併契約書 株主総会の議事録 振替業の結了の方法を記載した書類
破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の申立てを行つた年月日 破産手続開始の決定を受けた年月日	裁判所の破産手続開始の決定の裁判書の写し 振替業の結了の方法を記載した書類
合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散し	解散年月日 解散の理由	株主総会の議事録 振替業の結了の方法を記載した書類

たとき	振替業の全部を譲渡したとき	譲渡先の商号 譲渡年月日	
たとき	振替業の全部を分割により承継させたとき	承継先の商号 分割年月日	

別表第二(第三十八条第二項関係)

届出事項	(略)	添付書類	(略)
業務規程に基づき規則を定めたとき	当該規則を記載した書面		
業務規程に基づく規則を廃止したとき	一 当該廃止の旨を記載した書面 二 理由書		
業務規程に基づく規則を変更したとき	一 当該変更に係る事項を記載した書面 二 理由書 三 新旧対照表		

別表第三(第四十条において読み替えて適用する第三十四条関係)

届出事項	記載事項	添付書類	
振替業を廃止したとき	廃止年月日 廃止理由	振替業の結了の方法を記載した書類	
振替業の全部を譲渡したとき	譲渡先の商号 譲渡年月日		

別表第四(第四十条において読み替えて適用する第三十八条第二項関係)

届出事項	添付書類	(略)	(略)
業務規程に基づき規則を定めたとき	当該規則を記載した書面		
業務規程に基づく規則を廃止したとき	一 当該廃止の旨を記載した書面 二 理由書		

たとき	振替業の全部を譲渡したとき	譲渡先の商号 譲渡年月日	
たとき	振替業の全部を分割により承継させたとき	承継先の商号 分割年月日	

別表第二(第三十八条第二項関係)

届出事項	(略)	添付書類	(略)
業務規程に基づき規則を定めたとき	当該規則を記載した書面		
業務規程に基づく規則を廃止したとき	一 当該廃止の旨を記載した書面 二 理由書		
業務規程に基づく規則を変更したとき	一 当該変更に係る事項を記載した書面 二 理由書 三 新旧対照表		

別表第三(第四十条において読み替えて適用する第三十四条関係)

届出事項	記載事項	添付書類	
振替業を廃止したとき	廃止年月日 廃止理由	振替業の結了の方法を記載した書類	
振替業の全部を譲渡したとき	譲渡先の商号 譲渡年月日		

別表第四(第四十条において読み替えて適用する第三十八条第二項関係)

届出事項	添付書類	(略)	(略)
業務規程に基づき規則を定めたとき	当該規則を記載した書面		
業務規程に基づく規則を廃止したとき	一 当該廃止の旨を記載した書面 二 理由書		

業務規程に基づく規則を変更したとき

- 一 当該変更に係る事項を記載した書面
- 二 理由書
- 三 新旧対照表

業務規程に基づく規則を変更したとき。

- 一 当該変更に係る事項を記載した書面
- 二 理由書
- 三 新旧対照表